

原理と反省

—— カント平和論，第二確定条項の理解を目指して ——

木 場 智 之

序

カントのテキスト⁽¹⁾は、広範で多様な解釈が許容されてきたものの代表例であろう。テキストに書いてある命題を絶対視し現実化を最優先するような姿勢が誤りであることは言を俟たない。それに対して、テキスト全体を尊重し調和させる営みは、個々の議論の基礎付けと射程を明確にすることに他ならない。それを放擲して自らの理解でもってテキストを切り捨てる前に、テキストをテキストそれ自体として扱う営みは絶えず必要なのではないだろうか。カントの先行研究は二次文献の奔流⁽²⁾と表現されるほどであるが、未だに解釈が確定していない論点は存在している。本稿は『永遠平和論』(以下ZFと表記)⁽³⁾の第二確定条項(以下ZDと表記)⁽⁴⁾の理解を試みる事を通じて、カントの政治思想における諸国家連合、国際法の位置付けを明確にすることを目指す。その際、旧来曖昧なままに把握されてきた、乃至は相互の関係を十分に把握されてこなかった議論に内在する緊張関係の理解に特に重点を置く。

本稿は四つの章からなる。第一章においては、ZFにおいて行われている議論の多様性を簡単に確認した上で、ZDの議論の大前提を確定条項の前書きから確認し、根底に存在する原理を確認する。更に、永遠平和論以外のテキストを参照する際の留意点も検討する。第二章においては、自由な諸国家連合⁽⁵⁾などの国際組織の位置付けの解釈に着目して先行研究を点検する。そこにおいて、諸国家連合以外の国際組織の可能性を認めるか否かが、カントの議論の正当性ではなく、包括性の問題に関わってくることを確認する。続いて第三章では、ZDにおける普遍的性質に着目した理解を試みる。そのことにより、先行研究において経験的とされる議論が、ZDが自然状態からの離脱を論じていることから必然的に伴う、国際社会が自然状態であるという前提に由来するというこ

とを確認する。その上で、確かに経験的と言える主張においてもそのことをもって直ちにカント的でないとは断ずるべきではないことを法の原理の現実的適用としての政治の普遍性というテーマから確認し、自由な諸国家の連合を志向する義務が単なる経験的配慮のみに基づくものではないことを見ていく。第四章は前章を踏まえつつそこから一転して、ZDにおける主張が普遍的性格を備えるものでありつつも絶対的な、不変のものではないということをテキストに依拠しつつ説明していく。そして、自由な諸国家連合の選択と国際的な自然状態の脱却の両者が完全に重なる出来事では無いことを確認した上で、自由な諸国家連合の志向という義務が変質しうること。そのことについてはテキストからある程度離れた私たちの解釈に委ねられていることを確認し、カントにおける政治的議論の特質を確認する。

第1章 性質確定

ZFが条約の形式に基づいて書かれており、それがバーゼル講和条約の批判を含意するということはしばしば指摘される⁽⁶⁾。そのことを踏まえてZFを時局的な言説として受け取ることは必ずしも誤りではない⁽⁷⁾。だが、仮に政治パンフレットとして受け取られるとして、著作内における議論の性質の相違を捨象することは許されない。例えば、ZF内にアプリアリな法概念に基づく要素と目的論的自然概念に基づく要素が混在していることは指摘されており⁽⁸⁾、その他にZFの議論を性質に従い四つに分類できるとする主張も存在している⁽⁹⁾。それによれば、ZDは第一補説と併せて道徳、政治的議論を構成し、予備条項と共に実用的議論を構成するとされるが、主張者も認めるように⁽¹⁰⁾、議論の性質は錯綜しており、項目ごとの図式的分類がそのまま当て嵌まる訳ではない⁽¹¹⁾。

それでは、ZDを分析する際にはどの要素を優先するべきなのか。その問いを踏まえた上でZFの構成を確認すると、前書から始まり、第一章に具体的な国家間関係に関して提言を行う予備条項、第二章には法的状態を可能にするための確定条項及び追加条項、第二版より追加された秘密条項⁽¹²⁾そして政治と道徳の一致を主題とした付録を含んでいる。ZDの性質を理解するためにはまず、第二章の初めに記された確定条項の総論的説明を参照する必要がある。そこで

まず第二章冒頭の確定条項への総論的記述を確認する。それによれば、
「たがいに生活している人々の下での平和状態は自然な状態ではない。人間の自然な状態とは戦争状態であり～(中略)～平和状態は意識的に作り出されなければならない。⁴³⁾」

まず、大前提として平和状態の構築を対象とすることが理解される。そこで同個所の原注を確認すると、

「人間あるいは民族がまさに自然の状態にあることによって既に私に危害を加えているのである。ただしそれは行為によってではなく、彼の状態の無法則性によってである。～(中略)～そこで私は彼に、私と一緒に法的状態に入るか、わたしのそばから消え去るかの決断を迫ることが出来るのである。それ故以下のすべての条項の根底に横たわる要請は、相互に交流する可能性を持つすべての人間は、何らかの市民的体制に属していなければならないということである。あらゆる法的体制はその体制の上での法的人格に関して言えば次のいずれかである 1. ある民族に属する人々の国家市民法による体制、2. 相互の関係にある諸国家の国際法による体制 3. 人々及び諸国家が、外的に相互に交流する関係にあって、一つの普遍的な人類国家の市民とみなされることが可能な場合、その限りにおいての世界市民法による体制⁴⁴⁾」

以上のことから、カントが批判の対象とするのは単に個々の戦争ではなく、その原因である互いの関係が確定していないことにより各々の権利を不安定にする戦争状態であることが確認される。そして、相互に交流する可能性のある全ての国家および人が何らかの市民的体制に属すべき事が確定条項の根幹にある要請であることが確認される。つまり、ZDは「戦争状態からの解放」及び法的状態の創設に向けられている。そのことは、実際の平和状態の創設を意図するものである以上実践的であると同時に法的状態の必要という道徳的動機の両者を備えている。そしてここにおける主張は、補説におけるように自然が実現する⁴⁵⁾出来事ではなく、実践理性により人間、法的人格に対して課される義務である。このような性質を伴う義務を記述したものとしてZDは読まれる必要がある。その際参照すべき議論は、実践的であると同時に道徳的なものである筈である。それを踏まえ、道徳と政治の不一致についてと銘打たれた付録をテキスト内では優先的に参照する。

本稿は、ZDの内在的理解を目指すものとはいえ、テキスト理解のために他

の著作の参照は行う。しかし先に述べたようにカントの議論が複数の原理を区別した上で行われているのであるから、異なる原理に則った議論を区別せず混濁した上で解釈するならば、恣意的な結論を導き出すことになりかねない⁹⁰。ZF 解釈において執筆時期、内容といった点から最も重視されるカントの著作は、『理論と実践』(以下 TP と表記)⁹¹、『一般史についての構想』(以下 IG と表記)⁹²、『人倫の形而上学：法論』(以下 RL と表記)⁹³ であるが⁹⁴、本稿では先に述べたように法的、道徳的、実践的な議論をしていると思われるものを優先して行うため、歴史過程についての仮説を論ずる IG は除外される。そこで、TP と RL が選択肢として残される訳だが、本稿では前者を優先する。RL と ZF には論ずる前提に決定的な相違が存在する。ZF においては不可能であるとは明示されない永遠平和の不可能性を明確に述べている箇所が存在すること⁹⁵、RL において ZF 補説のような永遠平和の保証論が存在しないこと、ZF において否定された⁹⁶戦争における権利を国際法の内実として記述しており、国際的連合組織による懲罰戦争を予定していること⁹⁷などがそれである。そのため、TP を最も優先的に参照することになる。

第2章 目標捕捉

ZD の議論において、カントが“世界共和国”という積極的理念に代わり、“消極的代替物”として諸国家連合を受け入れていると読めることは疑問の余地がない⁹⁸。だが、その選択がどのような根拠に基づくものなのかは多くの解釈を呼んできた⁹⁹。カントの平和論に関する研究は百年以上前に遡り、本邦においても中江兆民がカントの平和論に言及している事を含めるならばその例に漏れない¹⁰⁰。本稿では個々の先行研究の詳述は避け、世界共和国、世界国家といった諸国家連合以外の制度の可能性を如何に扱っているかに留意して確認を行う。その上で、諸国家連合以外の組織に好意的な議論とそうでない議論の境界線を、諸国家連合を暫定的なものと認めているか否か、乃至は諸国家連合を他の可能性の余地のない確定的な選択肢と見ているか否か、ではなく、カントの諸国家連合を肯定する議論の正当性を受け入れた上で、他の制度を考慮に入れる余地があるか否かに決定的な断絶を見る¹⁰¹。

カントの国際組織に関する議論の解釈を大きく二つに分けると、カントが諸

国家連合のみを認めていると読む⁸⁸か、諸国家連合以外の制度も認める余地があると読むかである⁸⁹。この対立を踏まえて議論を行う際に、幾つかの対立点を設けている場合がしばしばであるが、その際行われてきた区別の仕方が不十分であると思われる。対立点を見るに際して、今までの議論で扱われてきた争点は、諸国家連合は普遍的な性質を備えるか否か⁹⁰、カント主義なるものを想定して諸国家連合はその主義に適合的か否か⁹¹といったものであるが、本項ではその図式を採用しない。特に先行する解釈は、諸国家連合以外の制度を平和論や法論といった諸国家連合を提唱しているテキスト以外の議論を参照して正当化する解釈が存在する一方で、ZF や RL に述べられている一部の箇所を絶対視し、他の制度の選択肢がないように読んだ上で結論を導いている。両解釈の相違がいかなる原理に基づいて生じているのか、先行研究では十分に把握されていないことが問題である。

その点を踏まえた上で本稿が取り上げる論点は以下である。それは ZD において、カントが諸国家連合を必然的な選択肢として認めていると理解した上でなお、他の体制の実現を肯定的に見ていると解釈できるか否かである。この視点を導入する意義は大きく二つ存在する。一つは、IG、TP といったテキストで世界共和国⁹²、国際法に従う連邦⁹³の肯定といった ZF と異なる結論をしているテキストの意義を尊重することが可能になる。とくに諸国家連合を絶対視する論者は、カントの意識の変容を強調してその問題を解決しようとするが⁹⁴、そのような説明はテキスト相互の議論が調和不可能であるという前提をテキストの厳密な読解以前に持ち込むことによって行われた議論である。ZF の議論の普遍性を承認しつつ、別の体制を指摘したテキストの正当性を受け入れる可能性を検討する必要がある。もう一点は、この視点からの解釈がカントの本旨に叶うものであると考えるからである。次章以降で説明するが、カントは実践理性に従う普遍的な議論を志向しつつも、原理を放擲して特定の体制を絶対視するような議論を行ってはいない。カントの特徴である普遍性の志向と、現実の行為に関わる政治的実践を対象とする議論という架橋困難な両者を繋ぐには、先述した視点を導入する必要がある。

第3章 合理化

本章ではZDで述べられていることがいかなる意味の射程を備えているのかを検討していく。第1章で確定条項は実践理性によって課される人間、法的人格に対する義務を記述したものであることは確認した。それでは義務であることは何を意味するのか。

「以下のことは明らかに不合理である。人が義務概念の權威を認めておいてなお、命じられたことを不可能であると述べるのは。⁸³⁾」

カントの体系において、義務であるということは現実に行行可能でなければならないことを含意する。それでは、ZDにおける義務の名宛人は誰であるのか。戦争状態から法的状態への移行について、ZDでは以下のように述べられる。

「諸国家としての民族は～各々、要求することが可能であり要求すべきなのである。⁸⁴⁾」

つまり、国家かつ民族にそれぞれ課される義務なのであり、そうした国家が現実に行可能である行為を指示しているのである。現実に行可能であるということは、単に経験的要素を考慮して妥協したということではない。TPにおける記述を参照する。

「ある一群の規則が何らかの普遍性を持った原理であると考えられ、様々な条件については、その規則の実行に対して必然的に影響を及ぼすような条件であっても考慮しないという場合には、それらの規則の全体は理論と呼ばれる。～(中略)～実践と呼ばれるのは、何らかの普遍的に表象された原理に従ったやり方でなされると考えられるような目的実現行為だけである。⁸⁵⁾」

第1章で確認したように、確定条項は現実に行われる、法の原理に従う行為を念頭に置いている。このことから、ZDを実践について記述したものと理解することが可能となる。実践であるということは、前提条件を考慮に入れるという意味で、経験的な性質を備えるというのみでなく、普遍的原理に従う、必然的性質を備えていることを意味する。それでは、ZDにおける前提条件とは何か。第1章で確認した通り、国家間が自然状態にあるということである。自然状態＝戦争状態であるということは何を意味するのか。

「自然状態においては、互いに隣り合っているだけですでに害を与え合ってい

るのである³⁸⁾」

「戦争状態を人は一概に不法であると宣告することもできない、なぜならこの状態においてはそれぞれの国家が自分の事柄に関して裁判官だからである³⁹⁾」

相互に自然状態にある国家の間には権利義務関係が成立しておらず、相互に何ら規律のない状態に陥っている⁴⁰⁾。ZDにおいてカントが目論むのは、現実の自然状態から法的状態への移行である。それでは、カントは移行という結果のみを絶対視した議論を行ったのであろうか。カントによれば、実践理性の課題に対しては、形式的な法の原理が、意志の対象としての目的に優先されなければならないのであり、目的を法の原理に先行させることは許されない⁴¹⁾。さらにカント、前者の目的を優先する原理は、カントにとっては批判の対象とする政治的徳家の原理であるとする。国家法、国際法及び世界市民法の問題すら、その原理の下にある技術的な課題(*problema technicum*)であるとし、後者の原理に従う道徳的政治家の道徳的な課題(*problema morale*)に対置する⁴²⁾。ZDが提示する実践においても、アプリアリな法原理が意識されなければならない。そのことにより、前提条件の考慮を伴いつつも、自然状態からの移行はそれが実践として単に技術的ではなく必然的性格を備えた道徳的課題となるのである。それを踏まえた上で ZD における諸国家連合の提案問題に移る。

まず、世界共和国、連邦を義務にするとそれが法の原理に反した他の国家の強制、併合を伴うために棄却される⁴³⁾。このことは、法の原理に反するが故に主張されているのであり、国家主義を前提しない。それでは、なぜ諸国家連合以外を志向すると法の原理に反するのか。ZF および TP では法の原理の内容説明はされていないが、現状の取得状態の保護、強制の禁止がそこに含まれることは RL の記述から読み取れる⁴⁴⁾。カントの前提とした国際的な自然状態で国家間に権利義務関係は存在しない。つまり、自己の権力を損なう決定を受容する可能性が存在せず、カントの否定する強制による実現しか残されていないため、法の原理に反するのだ。諸民族国家を形成することだけが戦争状態脱却の唯一の方法だと述べた上でカントは次のように述べる。

「しかし彼らは、彼らの国際法の理念に基づいてこの方法を取ることを全く欲しないで、それゆえ一般論としては (*in thesi*) 正しいことを、具体論としては (*in hypothesi*)⁴⁵⁾ は退けるから⁴⁶⁾」

これは単に退ける傾向性があるという蓋然的な議論ではない。国際的な自然

状態という前提からは必然的な帰結なのである。自然状態から法的状態へという義務である以上、自然状態であることから必然的に付随する条件は考慮に入る。このように、必然的状况を考慮に入れない理論を修正して実践を導く図式をカントが用いていることは引用文の直前の議論を踏まえることで更に確証される。それによれば、諸民族国家を自発的に形成することは理性に従えば唯一の自然状態を脱する方法なのである⁴⁹⁾。しかし、義務を課された国家が諸民族国家を実現しようとしても、国際的な自然状態において各国は *in hypothesi* には棄却するのであり、強制なしには実現できない、つまり原理的に不可能なのである。

そして、国際的自然状態を前提することは、複数国家が存在することを前提することでもある。

「この場合我々は諸民族がそれぞれ異なった国家を形成し、一民族に融合しないはずだという観点で、諸民族相互の法を考察すべきだからである。⁴⁸⁾」

一民族に融合せず、国家が分立状態にあることは、議論の前提なのであって規範的価値を与えているわけではない⁴⁹⁾。先にも述べたように、自発的に諸国が自己の権力を制約し、国家的組織を形成することが期待できないという前提から導かれた付随的な結論なのである。そのため、国家の自立性を完全に残した各国家が受け入れ可能な諸国家連合の設立が唯一各国家に課される法の原理に従った現状直ちに実行可能な義務となるのである⁵⁰⁾。そのことを念頭に置くことで付録における以下の文章は理解可能となる。

「われわれがこれまで見てきたところでは、単に戦争の防止を意図するだけの諸国家の連合状態が、唯一諸国家の自由と合致できる法的状態である。⁵¹⁾」

ここにおける「諸国家の自由」に規範的な価値を読み込む必要はない。引用文は国際的自然状態という現状から法の原理に従って移行可能な唯一の体制が諸国家連合であることを主張していると理解されるが、この箇所以外でZFにおいて自由に言及している箇所の意味の性質を確認すると、例えば無法則な自由⁵²⁾という規定をカントは行っており、必ずしも肯定的な意味で用いているのではなく、カントは自由に無条件な価値を与えてはいない。このように、カントによる諸国家連合の肯定は単なる妥協としての仮設的な結論ではなく、普遍的原理を実地に適用した際に伴う必然的な条件を考慮に入れたことで導かれた帰結なのであり、それは道徳と一致した普遍的な性質を備えたものなのである。

そのことは、付録における道徳的政治家についての説明を参照することでよりよく理解される。

「まだそれに代わるよりよい体制が準備中の時に、国家的結合、世界市民的結合を毀損することは、道徳と一致したすべての国家政略に悖ることなのである。⁵³⁾」

このように、国家に課せられた義務は、実現性のような経験的事情を考慮することを排除するものでは決してない。そのことは、国家政略がどこまでも実践という性質を伴うことによるのであり、その考慮も単なる、国家の利益の増進に基づくのではなく、各主体の自由を可能にする法の原理に依拠するものであり、義務の備える必然的性格を損なわない。

第4章 限定

前章において、ZDが各国家に対して課している諸国家連合の形成に関する議論が実践の要求という見地からは十分に合理的なものであり、偶然的事情に依拠した時局的議論ではないことは確認できた。そこから一転して本章では、ZDの議論が諸国家連合それ自体を他の選択の余地のないものとして正当化したのではないことを第一に確認し、ZDの議論から諸国家連合以外の制度の可能性を読み取る余地が存在することを確認する。カントにおいて具体的な制度と普遍的な原理は確然と区別されており、そのことは前章において確認した付録の議論をさらに詳しく参照することで明らかになる。実践理性の関わる問題について、意志の対象としての目的に依拠する実質的な原理に依拠すべきか、目的を問わず、外的関係における自由を基盤とする形式的な原理に依拠すべきかという問いを立てた上でカントはこう論ずる。

「確かに後者の原理が優先されなければならない。なぜなら、この原理は法の原理として絶対的な必然性を備えており、前者の原理は、設定された目的の経験的な諸条件を前提としてのみ、つまりその目的の実現をとしてのみ、強制力を備えているのである。⁵⁴⁾」

ここで経験的な諸条件、目的の実現という語が出てきたことに注目すべきである。前章で述べたように、ZDにおいての目的とは国際的な自然状態の脱却であり、目的の諸条件とは、国際的な自然状態とそこから導かれる諸帰結

であった。さらに続けて論ぜられる。

「この目的（例えば永遠平和）がたとえ義務であっても、この義務そのものは、外的行為の確率の形式的原理から導き出されていなければならないのである。⁵⁵⁾」

ここで読み取るべきは、前者の原理が後者の原理に劣後するというだけでなく、目的というものが依然として義務というカントの体系において普遍的性質を与えられる語で表現されうるという事実である。既に述べたように、諸国家連合の実現という実践は、国家にとって義務である。だがそのことを受け入れた上でなお、目的実現はその上に優位する原理が存在することを受け入れなければならないのである。そのことは、目的が非常に崇高で、先に述べた形式的な原理と調和的であったとしてもそうなのであり、現にカントが、ZFの主要な関心ごとである永遠平和をその一例に挙げていることから理解されるだろう⁵⁶⁾。そのため、ZDが確かに諸国家連合の実現を義務として要求していると読むことが出来たとして、そのことをもって直ちに、その制度という目的が絶対視されるわけではなく、常に法の原理に基づいたものでなければならない。

これらの議論の背景に、カントにとって意志の対象たる目的が、形式的原理とは絶対的に異なるものであるという認識が存在することは見逃すべくもない。つまり、諸国家連合という具体的な目的、制度を法の原理という形式的原理と同一視することは不可能なのであり、それを絶対視する議論はZFからは導かれない。仮に一部の論者が述べるように、諸国家連合が国際的な自然状態の脱却を達成することが可能だとしても、そのことをもって直ちに他の制度の選択肢が存在しないという結論はテキストからは導かれない。法の原理がア・プリオリな正当性を有するにせよ、現実の体制は常に吟味の対象となるのである。そのような理解に立つならば、国家主権や国家の複数性という事実状態を原理と区別せずに最優先するような解釈が誤りであることは言を俟たない。具体的な制度の絶対視という立場を否定し、諸国家連合形成の義務があくまでも必然的な条件たる国際的な自然状態を背景においていることを承認するならば、ZDの議論が既に諸国家連合以外の制度の可能性を内包することは容易に想定可能である。すなわち、国際的な自然状態からの部分的離脱の後に国家に課される義務の可能性である。そのことについて論ずる前に国際的な自然状態の克服と諸国家連合の連関について確認する。

ZFの議論が自然状態から法的状態移行の義務として、国際的な自然状態と

いう現状に反省的であることは付録の議論からも確認される。それによれば、国際的な法的状態は何らかの契約に依拠しなければならないが、国家を成立させる契約のように、強制法に基礎を置くのではなく、自由な連合契約でも可能であるとする。その理由は、現状が法的状態でないため、私法（ないしは私的な法）しか存在しないことによる⁶⁷⁾。自由な契約の範囲で実現可能な体制をまずは望みうるだけなのである。自然状態を脱却した後は国際公法が成立するとカントは論ずるが⁶⁸⁾、国家間に私法しかないために強制法が不可能であることを述べる記述から、国際的な法的状態においては国家に対するなんらかの制約が可能になる事を予期していると読み得る。更に付録の別の箇所では、国法と国際法ともに強制を必要とするものとして説明している⁶⁹⁾。

以上を踏まえた上で ZD における諸国家連合の性質を確認すると、加盟国は「諸国家は公法や公法の下での強制に服従する必要は無い⁷⁰⁾」組織なのであり、国際的な法的状態であることの条件を十分に満たしていないように思われる。自由な連合契約でも国際的な法的状態が可能であるとする付録と ZD の関係を調和できるのか、それは先に言及した付録の箇所を厳密に読むことで可能になる。先の箇所によれば、国際的な法的状態は自由な連合契約にあくまで「基礎を置く事が可能である⁷¹⁾」だけなのである。つまり、自由な連合契約が直ちに国際的な法的状態を齎すのではなく、それが自然状態の克服に必ず至ると考えているものではない。自由な連合契約は、現状唯一選択可能な国際的な法的状態の礎石としての位置付けを与えられている。このことは、直ちに国家に優位する諸国家政府のようなものを要求する訳では無い。先の箇所の数頁後で諸国家連合が法的状態たる可能性を指摘しているように、国家連合が公法としての国際法を保持することも可能なのである⁷²⁾。そして、そのような連合は諸国家連合を絶対視する論者が通常述べるように、各国が対外関係において完全な主権を保持するような体制ではありえない。各国が自由に交戦権を発動でき、国際的な紛争に際して戦争という手段を行使できる状態はカントの述べる法的状態の定義に反する。国家が強固な国際的結合を拒否し、上位の権力、強制力を忌避するのはあくまで国際的な自然状態に伴う条件、前提なのであり、占有状態を尊重する法の原理によって保護が与えられるとしても、それ自体に規範的価値はない。そのことを理解せず国家の複数性や、国家自身が自国の裁判官になるという現状をカントが無条件に肯定したと解する余地はないのである。以

上の解釈に則るならば、ZDの冒頭の命題「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである⁶⁵⁾」という文言は、自由な諸国家の連合という体制を変更不可能なものとして提示した命題ではなく、国際的な法的状態への移行を可能にする必然的な選択肢として自由な諸国家の連合を提示したものと理解される。

結論

それでは、国際的な自然状態を克服する過程で諸国家連合は連邦国家や世界共和国へ移行することは認められないのか⁶⁶⁾。この問題に関して一義的に結論を出すことは出来ないが、この問題を解決するに際して従来の解釈が援用してきた根拠に留保を付すことは可能である。まず、諸国家の分立状態、諸国家が制約されることなく主権を行使すること、各国家が独自の判断で国際法を援用すること、これらは国際的な自然状態から法的状態への移行を論ずるZDの前提条件なのであり、そこに規範的な意味はない。それらの分立を侵害することを禁ずるのは現状の占有状態を尊重する法の原理に由来するのであり、国家主義といった政治的立場を想定することなく理解可能である。そして、諸国家連合という選択は、その体制自体がアプリアリで必然的な存在なのではなく、国際的な自然状態という前提に付随する条件と法の原理を調和させて導かれたという意味で必然とも呼び得る性格を帯びるということ。更に言えば、国際的な法的状態と諸国家連合は一致するわけではないではないことである。このことを踏まえた上で、ZDが要求する自由な諸国家連合の設立は、自由な諸国家連合を絶対的な制度として保持することまで含意しているか否かを検討すると、否定的な結論に至るように思われる。何故ならば、諸国家連合という「消極的代替物⁶⁷⁾」は、依然として「敵意ある傾向性が発生する危険⁶⁸⁾」を孕むのであり、永遠平和の実現とは確かな距離を有しているのである⁶⁹⁾。そのことをもって諸国家連合では国際的な法的状態が実現されないと解するならば、諸国家連合を基礎として法的状態を確定させる制度へ移行しなければならない。もしくはそのような傾向性を含みつつも国際的な法的状態が実現していると解する場合でも、強固な国際組織の制度化を妨げるものではない。第一章で述べた通りカントにおいて戦争は法の原理に反するが故に非難の対象なのであって⁷⁰⁾、永遠平

和は「私たちに課された一つの課題⁸⁸⁾」である。それは仮に国際的な自然状態が克服されたために棄却される課題では無い。その上、国際的な自然状態を克服したと言えるならば、国家が無制約な主権を対外的に行使し、相互の権利義務関係に基礎付けられた安定した関係が存在しないという前提条件を義務の導出に当たって考慮する必要は無いということである。カントは国際的な自然状態克服後の義務については論じていないために推測によらざるを得ないが、その場合に実践理性が要求する理念としての諸国民国家 *Völkerstaat* が志向される可能性は ZD の正当性を受け入れた上でも否定できず、少なくとも各国が自発的に諸国家間を統べる政府を形成することへの原理的拒否を ZD の文言から類推することは出来ないのである。

-
- (1) カントの著作よりの引用は、慣例に従いアカデミー版の巻数をローマ数字、ページ数をアラビア数字で示す。著作名は初回の引用に限り記載する。なお、第一批判, *Kritik der reinen Vernunft* に関しては、初版(1781)からの引用は A の隣にページ数、第二版(1787)からの引用は B の隣にページ数を記載する。
 - (2) Peter Streit, (2011), *Ethik gegen Machtpolitik*, p. 18.
 - (3) *Zum ewigen Frieden*, (1795).
 - (4) *Zweiter Definitivartikel*.
 - (5) 以下諸国家連合と表記する。Völkerbund の概念について、Reinhart Koselleck, (1972), “Der überstaatliche Bundesbegriff”, *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd1, pp. 636-639 は、カントと同時代の *bund* 概念を旧来の神聖ローマ帝国という歴史的具体性を有した超国家的組織を理論的に中性化したものとして解する。
 - (6) Streit2011, p. 9. 片木清, (1978), “「永久平和論」よりみたわが国におけるカントの受容について”, 家永三郎編, 『哲学と日本社会』, p. 62 はバーゼル条約における秘密条項の存在がカントをして秘密条項への批判を行なわせたとする。山根雄一郎, (2011), 『カント哲学の射程』, pp. 116-126. は、バーゼル和約をプロイセンのドイツ諸国家の融和の破壊、ポーランド国家解体の促進の側面から ZF と関連付けている。そして、カントが問題視したのは従来指摘されるような秘密条項の存在ではなく、秘密条項を駆使した秘密交渉であるとする。この事項を問題視するか、交渉という行為を問題視するかという一見些細な相違は、本稿の論旨にとって重要なのでここに記述しておく。
 - (7) Gallic, B.W. (1979). *Philosophers of War and Peace*, Cambridge University Press, p. 8 は、ZF を一般読者を対象にしたこと、出版が政治的行為と見なしうという点から、カントの著作の中でも特異な著作であると位置付けている。
 - (8) Heiner Klemme, (1992), “Einleitung”, *Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis - Zum ewigen Frieden*, p. XXVI
 - (9) L. W. Beck, (1957). “Introduction”, *Perpetual Peace*, pp. vii-xvi. は、ZF の議論を (1) 人類学な議論 (2) 道徳哲学的議論 (3) 道徳-政治的議論 (4) 実践的、技術的議論の四つに分類し、(1) は第一補説、(2) には秘密条項及び付録、(3) は確定条項と付録の一部が、(4) には予備条項と確定条項の一部が含まれるとする。

(10) 同上

(11) カントのテキストがそれぞれの議論に応じて異なる原理に従っていることはカント自身の哲学的立場からも認めることができる。宇都宮芳明, (1987), “カントの平和の哲学”, 『北海道大学文学部紀要』(36), p. 95「カントは, 「理性使用」の間に様々な区別を設ける。例えば『純粹理性批判』では, 理性の形式的(論理的)使用と実在的使用(B 355), 理論的使用と実践的使用(B 611 ほか), 自然的使用と思弁的使用(B 663), ~ (中略) ~等が区別され, その他にも理性の体系的使用(B 723)とか論争的使用(B 766 ほか)が挙げられる。こうした区別は, いずれも理性の正しい使用を目指しての区別であって, 理性はそれぞれの場面においてそれに適しい理性使用を行うことが必要である。対象や対象が成立する場面の違いを考慮しないで無秩序に理性を使用すれば, それはたんに「理屈をこねること(Vernunfteln)」になる。「理屈をこねる」とは, 「理性の法則を欠いたまま理性を使用しようとするたんなる試みの戯れ」である。(VII228)」

(12) Klemme1992, p. LVII

(13) VIII349

(14) 同上

(15) 「自然が我々に義務を化しているというのではなく, ~自然が自らそれをなすということなのである。」(VIII365)

(16) 詳述は出来ないが, 先行研究における混乱の多くはここに起因すると思われる。自然の目的論然り, 普遍史しかり, 人間に義務を課すための議論の記述を理解のために参照するのは極力回避すべきである。この点に関して同様の立場を取るのはオトフリート・ヘッフエ, (2000), “国家間法の共同体の理論家としてのカント”, G・シェーンリッヒ, 木阪貴行訳, 坂部恵編, 『カント・現代の論争に生きる 下』, 理想社, p. 341.

(17) *Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, (1793).

(18) *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht*, (1784).

(19) *Rechtslehre* (1797) 以下 RL と略記

(20) 片木清, (1981), “カント「永久平和論」研究序説”, 『埼玉大学紀要 教育学部(人文・社会科学)』(30), p. 34

(21) 「永遠平和の理念は, 言うまでもなく実現不可能な理念である」VI350

(22) VIII356,357

(23) 「戦争における権利は, 確かに国際法に含まれるものである」VI347

(24) カントの国際組織に関する用語は安定していないため意味内容の整理が難しい。用語の整理を試みた研究として Sharon Byrd and Joachim Hruschka, *Kant's Doctrine of Right: A Commentary*, (2008), p. 188-214 が, カントの三著作(ZF,TP,RL)における用語を整理して, 一国が世界を支配する体制としての“the single world state”, 諸国家による連邦体制としての“the state of nations”, 緩やかな国家連盟としての“the league of nations”の三つに分類している。

(25) 一例として Kjartan Koch Mikalsen, (2011), “In defense of Kant's league of states”, *Law and Philosophy* (30), p. 291-317 は, 諸国家連合に反対する立場として, カントが諸国家連合を提示したことは認めた上で, 人間相互の自然状態と, 国家間の自然状態を同様のものと理解した上で, 諸国家連合では国家間の自然状態は克服されないとし, その立場を矛盾とする立場を standard criticism とし, カントがあくまで暫定的制度として諸国家連合を提示したとする解釈を stage model interpretation と称し, 両者への反駁を試みる。

(26) 片木 1978, p. 74

(27) この両者の相違は, 例えば Cavallar, Georg. (1999). *Kant and the theory and practice of international right*, University of Wales Press, pp. 113-131 のように, 諸国家連合に実践的な有用性, 実現可能性のみならず, 道徳的, 法的正当性を認めつつも, 発展して強制力を持つ世界共和国へ至ることもカントの立

場として認めるという視点を理解する際に必要になる。

- (28) この立場に該当するのは、RL に重点を置いた研究で、現在の国際法理解から照らし合わせて、各主権国家における国際法の執行のみがカントの理想に叶うと論ずる Capps, Partrick and Rivers, Julian. (2010). “Kant’s concept of international law” *Legal Theory* (16), pp. 229-257, その他にも国家間の政治システムの可能性を否定した上で、平和の要求を達成するために、法の支配のみが唯一の解決策だと解し、緩やかな結合体が道徳的に正当化される選択肢であり、予備条項の項目こそが結合の際に締結される条約の内容であるとする論じる Hinsley, Harry. (1963). *Power and the Pursuit of Peace -Theory and the Practice in the History of Relations between States-*, Cambridge University Press, pp. 62-80 も挙げられる。ヒンズリーは諸国家連邦に否定的な結論を出す根拠に「国際法の理念が諸国家の分離を前提とすること」に加え、自然が諸国家の分立を命じていることを持ち出すが、後者の自然の目的論を根拠に含めることが出来るかは筆者は疑問である。Gallie 1978, pp. 8-36 は戦争防止条約の締結のみをカントは目的としたと論じ、カントを国際主義者であると同時に強力な国家主義者であると認定する。Mikalsen 2011 は、国家、人間の自然状態のアナロジーに基づく standard criticism を、国家と自然状態の区別をする stage interpretation の議論を参照にして退ける。そして stage interpretation を、たった一節のテキスト (VIII385) の引用からテキストに則っていないと論ずる。この研究は問題、stage interpretation とされる解釈が、人間と国家の自然状態の区別を前提にしていると説くが、例外は存在する (例えば、Teson, Fernando. (1992). “The Kantian Theory of International Law”, *Columbia Law Review* (92), pp. 85- 86). Arthur Ripstein, (2009), *Force and Freedom: Kant’s legal and political Philosophy*, pp. 225-231 は、カントの superstate の拒否は経験的ではないとし、国家の場合は外的な選択対象がない点を強調する。国家の領域は所有物でなく、個人の肉体のようなものであり、国家は外的な対象を所有しない。そのため、国家の権利はあくまで defensive であるとし、国家の自然状態と人間観の自然状態はことなるとする。朝永三十郎, (1947), 『カントの平和論』, pp. 52-73 は、カントは国際法の理念に従い不可能と考えたとする。しかし留保として、「国際を捨てることが不可能であること、即ち多数国家が自主権を維持しつつ相対立すること自体に何等かの意義を有する」ということが示されねばならぬ」との文言を残す。石田京子, (2014), “カントによる〈世界共和国否定論〉の再検討”, 『哲学』(65), pp. 103-117 は, Byrd and Hruschka, Kleingeld, Koller の議論を検討した上で、カントが世界共和国を国際法の理念、諸国家の分立に反するとして退けたとするが、この立場においても同様に朝永の留保が当て嵌まると言えよう。
- (29) Campbell Smith, (1903) “Translator’s Introduction”, *Perpetual Peace by Immanuel Kant*, pp. 1-105 は、諸国家連合を結論として認める ZF の議論を仮説的なものであると解し、理想としての永遠平和、世界共和国は保持されていると解する。Beck 1957, p. xiii も Smith に近く、諸国家連合は平和維持には不十分であると解しつつも、経験的に困難であるとし、段階的に強固な国家間結合へ進む必要性を説く。片木清, (1987), “カント「永久平和論」の歴史的意義と方法論の問題(1)”, 『国際学院埼玉短期大学 研究紀要(8)』, pp. 23-24 においては、平和連合の理念が漸次的に拡大するという ZD の議論を取り上げ、戦争防止のための諸国家連合が確かに目的とされるのだが、それは消極的な代替物であるというカントの記述を重視し、「法的自由の完成態である「世界共和国」(「すべての国家を一つ残らず結合した共和国」)を歴史的指導理念としなければならない」(p. 24)と論ずる。Cavallar 1999, p. 125 は諸国家連合の法的原理に適合的である性質を認めるという意味で前二者とは一線を画するが、それでもやはり理想として世界共和国は希求されるものだと言論ずる。Pauline Kleingeld. (2012). *Kant and Cosmopolitanism -The Philosophical Ideal of World Citizenship-*, pp. 58-63 は、世界共和国や諸民族国家への棄絶はそれらの体制への移行が強制を伴うため原理的な拒否を見てとれるとして、諸国家連合に積極的地位を与えつつも、諸民族国家の様な強い結合もカントの議論から十分正当化されるとする。
- (30) River, 2010, pp. 245-247

- (31) Mikalsen, 2011 で言及された stage model interpretation におけるような、カント本来の立場にふさわしい帰結の推論を行うと銘打つ研究がそれに当たる。
- (32) VIII26
- (33) VIII311
- (34) Reidar Maliks, *Kant's Politics in Context*, (2014), pp. 158-167 参照
- (35) VIII370
- (36) VIII354 岩波訳では主語が諸国家としての諸民族ということが意識されない。
- (37) VIII275
- (38) VIII354
- (39) VIII355
- (40) Richard Tuck, (1999), *The Rights of War and Peace*, pp. 214-219 で述べられるように、カントの国際的な自然状態観はホッブズ主義と呼ぶにふさわしい性質を帯びている。相互の調和の困難、権利の不確定という状況にあり、先制攻撃も正当化されるという自然状態へのカントによる説明をタックは強調する。
- (41) VIII377
- (42) 同上
- (43) この点は諸国家連合以外の制度の可能性を認める多くの先行研究が同意する点である。
- (44) カントにおける法の原理は各主体の外的関係における自由の原理と殆ど同一視されている(VIII377)。外的関係における自由の原理とは何であるのか。木原淳, (2012), 『境界と自由』, pp. 37-38 によれば、カントにおいて外的自由の原理、法の原理は占有の承認と密接に結びついているとされる。
- (45) 山根 2011, pp. 131-132 は、この判断主体が「彼ら」(＝諸国家)であるにも関わらず、in thesi, in hypothesi の意味をカントのメモ書きから確認することで、カントが原理的に諸国民国家を退けたと論ずるが、テキストの読解として不正確である。更に山根が in thesi, in hypothesi の理解に際して参照するのは 1780 年代のメモ書きであるが、これら二つの語は TP において言及されており(VIII276)、そちらへの言及を行わず ZF の 10 年ほど前の記述を参照して結論を導いている点には同意できない。
- (46) VIII357
- (47) 同上
- (48) VIII354
- (49) カントにおける大国批判の議論が必然的に多数の国家が完全に自由な(対外的関係において無制約な)国家を必然的に要請するとは言えない。法の原理がアプリオリとしても、複数国家の存在それ自体をアプリオリに正当化する議論はない。占有状態の保護からのコロラリーでしかない。既に Kant が導入している原理から演繹可能な記述に無闇に規範的価値を読み取ることは理論上不要であり、その操作を持ってカントの議論から過剰に義務を読み取ることは恣意的であり、文脈を無視して所与や必要を当為へすり替える読み方である。
- (50) カントが諸国家連合への契約を 18 世紀の当時現状直ちに実行可能であると解していたとすると、諸国家連合の構成員たる資格は共和国に制限されない。この解釈をテキストの読解から導出した研究として Hoesch, Matthias. (2012). "Lässt Kants Völkerbund als Mitgliedsstaaten nur Republiken zu?", *Kant-Studien* (103), pp. 114-125.がある。
- (51) VIII385
- (52) VIII354
- (53) VIII372
- (54) VIII377

- (55) 同上
- (56) 同上
- (57) VIII383
- (58) 同上, VIII385
- (59) VIII381
- (60) VIII356
- (61) VIII383
- (62) ここにおいて本稿は、一部の議論が前提とする諸国家連合と国家への強制の不在を無条件に結びつける思考とは距離をとる。
- (63) VIII354
- (64) カントは国際的な自然状態と法的状態の区別に意識的であると思われる。例えばカントは、RLの一節、VI346において、自然状態では大国はただそこにあるだけで脅威であることを根拠に、弱小国の先制攻撃はもちろん適法であると論じ、ここに、勢力均衡を図る権利の根拠があるとする。それに対して、ZFの付録、VIII384では国際的な法的状態においては、小国が連合して攻撃する権利を、公開性の原理に反するために不法であると論じている。このように、自然状態から法的状態への移行によって正当化される権利が変化することはカントが認めるところである。
- (65) VIII357
- (66) 同上
- (67) もちろんこの点に関しては、法的状態であっても散発的な戦争の可能性は否定されないだろうという反論が考えられるが、それ以前の問題として、自由な諸国家連合が法的状態であるとはカントは述べていない。
- (68) 朝永, 1947, p. 29
- (69) VIII386